

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成28年4月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500211号

厚生局事案番号 : 北海道(国)第1600002号

第1 結論

平成5年2月及び同年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年2月及び同年3月

平成3年4月頃、A市役所において、母が私の国民年金の加入手続きを行い、それ以降は国民年金保険料の納付も行っていた。請求期間の保険料は、父の期末手当が支給された際に、母がA市役所又は金融機関でまとめて納付したはずなのに、年金記録では未納とされており納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は、2か月と短期間であるとともに、国民年金加入期間において、請求期間を除き、国民年金保険料の未納はない。

また、請求者の国民年金保険料を納付していたとする請求者の母親は、オンライン記録によると、婚姻後の昭和48年2月から国民年金第3号被保険者となる直前の昭和61年3月までの期間は、国民年金に任意加入し、当該期間に係る保険料を全て納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、請求者は、オンライン記録によると、平成4年3月にA市からB村(当時)へ住所変更していることが確認できるが、請求者の平成4年度の国民年金保険料は、請求期間直前の平成5年1月まで納付済みであることから、平成4年度の国民年金保険料の納付書は、請求者の保険料を納付していたとする請求者の母親が所持しており、請求期間の保険料を納付することが可能であったと考えられ、保険料

納付意識の高かった請求者の母親が、請求者の請求期間に係る保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

そのほかの事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500213号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600002号

第1 結論

請求者のA病院における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成9年7月31日から同年8月29日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

平成9年7月31日から同年8月29日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成9年7月31日から同年8月29日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年7月31日から同年8月頃まで

A病院に平成9年4月から同年8月頃まで勤務していたが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年7月31日となっている。

年金記録における厚生年金保険の被保険者期間は3か月であるが、当該事業所から交付された給与支給明細書では、4か月分の厚生年金保険料が給与から控除されているので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A病院の事務担当者は、「当院では、請求期間当時から現在まで、給与の締め日は毎月20日、支給日は当月28日である。」としているところ、請求者から提出された平成9年9月分の給与支給明細書において、出勤日数の欄に「8.0」と記載されていることから判断すると、請求者は、少なくとも平成9年8月28日まで同院

に継続して勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出された給与支給明細書により、請求者は、平成9年4月から同年7月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

以上のことから、請求者は、平成9年7月31日から同年8月29日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成9年7月31日から同年8月29日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者の当該事業所に係る平成9年6月の社会保険事務所（当時）の記録及び請求者から提出された給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成9年7月31日から同年8月29日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、平成9年7月31日から同年8月29日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が雇用保険の記録における離職年月日の翌日である平成9年7月31日となっており、離職年月日は同日であるため、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成9年7月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500063号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600003号

第1 結論

請求者のA組合(現在は、B組合)における共済組合員資格の喪失年月日を昭和63年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

昭和63年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和63年3月31日から同年4月1日までの期間の共済組合掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年3月31日から同年4月1日まで

A組合に昭和63年3月31日まで勤務したが、共済組合の組合員資格喪失日は昭和63年4月1日とすべきところ昭和63年3月31日と記録されている。

共済組合の組合員資格喪失日を昭和63年4月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の被保険者記録、請求者が保管する辞令及び給与支払明細票、B組合からの回答により、請求者は、請求期間においてA組合に継続して勤務し、請求期間に係る共済組合掛金を給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、

事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額
のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額
のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の請求期間に係
る標準報酬月額については、請求者が保管する昭和 63 年 3 月分の給与支払明細票
で確認できる共済組合掛金控除額から、13 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る共済組合掛金の納付義務を履行したか否
かについては、B 組合は記録が無く不明としているが、共済組合が保管する請求者
の組合員資格喪失届により、A 組合が、請求者の組合員資格喪失日を昭和 63 年 3
月 31 日として届け出たことが確認できることから、共済組合は、請求者に係る同
年 3 月の共済組合掛金について納入の告知を行っておらず（共済組合が納入の告知
を行ったものの、その後に納付されるべき掛金に充当した場合又は掛金を還付した
場合を含む。）、事業主は、請求者の請求期間に係る共済組合掛金を納付する義務を
履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500207号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600004号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA事業所における平成15年7月5日の標準賞与額を36万円、平成15年12月22日の標準賞与額を32万円、平成16年7月8日の標準賞与額を23万円、平成16年12月4日の標準賞与額を11万7,000円、平成17年7月8日の標準賞与額を15万円及び平成17年12月10日の標準賞与額を12万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月5日、平成15年12月22日、平成16年7月8日、平成16年12月4日、平成17年7月8日及び平成17年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る平成15年7月5日、平成15年12月22日、平成16年7月8日、平成16年12月4日、平成17年7月8日及び平成17年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月5日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年7月8日

- ④ 平成 16 年 12 月 4 日
- ⑤ 平成 17 年 7 月 8 日
- ⑥ 平成 17 年 12 月 10 日

夫がA事業所に勤務した期間のうち、請求期間①から⑥までに係る賞与が支給されていたが、標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、各請求期間について標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、訂正請求記録の対象者の平成 15 年、平成 16 年及び平成 17 年所得に係る「町民税・県民税賦課資料について（回答）」（以下「賦課資料」という。）並びにA事業所から提出された訂正請求記録の対象者の平成 15 年、平成 16 年及び平成 17 年における各月の給与明細書によると、各年の賦課資料に記載された給与収入額及び社会保険料は、各年の給与明細書に記載された支給総額の合計額及び社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された請求期間①から⑥までに係る賞与明細書には、社会保険料控除額の記載があり、当該控除額により各賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間①から⑥においてA事業所から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、訂正請求記録の対象者の請求期間①から⑥までの標準賞与額については、上記の賦課資料、訂正請求記録の対象者の給与明細書及び同僚の賞与支給明細書において推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、請求期間①は 36 万円、請求期間②は 32 万円、請求期間③は 23 万円、請求期間④は 11 万 7,000 円、請求期間⑤は 15 万円及び請求期間⑥は 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 7 月 5 日、平成 15 年 12 月 22 日、平成 16 年 7 月 8 日、平成 16 年 12 月 4 日、平成 17 年 7 月 8 日及び平成 17 年 12 月 10 日について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の平成 15 年 7 月 5 日、平成 15 年 12 月 22 日、平成 16 年 7 月 8 日、平成 16 年 12 月 4 日、平成 17 年 7 月 8 日及び平成 17 年 12 月 10 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履

行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500220号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600005号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年4月29日から同年5月1日に訂正し、昭和59年4月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

昭和59年4月29日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和59年4月29日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月29日から同年5月1日まで

昭和59年5月1日にA事業所からC事業所に転籍し、継続して勤務していたが、請求期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B事業所の回答、請求者から提出された平成27年4月1日付けの勤続40年の賞状(写し)及び当該賞状を授与したD事業所の回答から判断すると、請求者はC事業所及びそのグループ会社に継続して勤務し(昭和59年5月1日にA事業所からC事業所へ転籍)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A事業所における昭和59年3月の厚生年金保険の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 59 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和 59 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が雇用保険の記録における離職年月日の翌日である昭和 59 年 4 月 29 日となっており、離職年月日は同日であるため、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 59 年 4 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500224号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600006号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和51年12月31日から昭和52年1月1日に訂正し、昭和51年12月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

昭和51年12月31日から昭和52年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和51年12月31日から昭和52年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年12月31日から昭和52年1月1日まで

年金記録を確認したところ、A事業所及びB事業所に係る厚生年金保険の加入記録が継続していない。両社は同一会社であり継続して勤務していたので、請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A事業所に在籍し請求者に係る給与及び社会保険等の事務を担当していたとする者の回答並びに複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間において、A事業所で勤務していたことが認められる。

また、上述の事務担当者は、請求期間当時、請求者はA事業所の印刷部門であるB事業所で勤務しており、請求者の給与から厚生年金保険料を継続して控除していた旨陳述している。

さらに、A事業所及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、

請求者と同様、昭和 51 年 12 月 31 日に A 事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、昭和 52 年 1 月 1 日に B 事業所において同被保険者資格を取得している複数の同僚は、「請求期間当時、請求者と一緒に勤務していた。請求期間において、勤務場所及び業務内容に変更はなく、厚生年金保険料は継続して控除されていた。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、A 事業所における昭和 51 年 11 月の厚生年金保険の記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業登記簿謄本によると、A 事業所は平成 14 年 12 月 3 日に解散している上、事業主は既に死亡していることから、昭和 51 年 12 月 31 日から昭和 52 年 1 月 1 日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答を得られないが、昭和 51 年 12 月 31 日から昭和 52 年 1 月 1 日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和 52 年 1 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを昭和 51 年 12 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から昭和 51 年 12 月 31 日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 51 年 12 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500202号

厚生局事案番号 : 北海道(国)第1600001号

第1 結論

昭和50年8月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年8月から昭和53年3月まで

私がA市の大学に在学中の20歳となった昭和50年*月頃に、B町(当時)に住んでいた父が私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを私が大学生時代に母から聞いていたのに、年金記録では、請求期間について、国民年金保険料の納付記録が確認できない。

私の兄弟数人についても、20歳到達時に父が国民年金の加入手続及びその後の国民年金保険料の納付を行っており、そのうち四姉は、大学在学中であった国民年金保険料の未納期間について、総務省年金記録確認C地方第三者委員会に対し申立てを行い、既に記録訂正が認められている。

当時の状況について、三姉及び義姉が知っている可能性があるため、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和50年*月頃に請求者の父親が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを請求者の母親から聞いたとしており、住民票によると、請求者は、昭和49年4月1日からA市民となっていることが確認できる。請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の国民年金手帳記号番号の被保険者資格取得状況調査により、A市において、昭和61年8月頃に払い出されたものと推認される上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が

払い出された形跡も見当たらないことから、国民年金の加入手続は、昭和 61 年 8 月頃に行われたものと考えられ、請求者の主張と加入手続の時期が相違している。

また、A市の請求者に係る国民年金被保険者名簿及び請求者が所持する年金手帳のいずれにおいても、最初の国民年金被保険者資格取得日は昭和 61 年 4 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致していることから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと判断できる。

さらに、請求者の両親は既に死亡しており、請求者自身は国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、請求者が当時の状況について知っている可能性があるとする請求者の三姉及び義姉に照会したところ、いずれも「請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況については分からない。」と回答していることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、請求者は、請求者の三姉及び義姉以外の兄弟への照会を希望しておらず、当該兄弟から請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について確認することができない上、請求者及び請求者の両親が、請求期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1500201 号

厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 1600001 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の種別の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 35 年 2 月 1 日から昭和 36 年 8 月 1 日まで

A 社に入社した当初から坑内員として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者期間のうち、請求期間の被保険者種別が一般 (第一種被保険者) となっているので、請求期間の被保険者種別の記録を坑内員 (第三種被保険者) に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された昭和 36 年 3 月 1 日付けの金属鉱山等保安規則第 34 条第 3 項に規定する作業に係る指定鉱山労働者の合格証明書の写し及び健康管理手帳 (じん肺) の写し並びに請求者の請求期間における従事業務に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、請求期間当時、A 社において、坑内作業に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者が提出した上述の資料からは、請求者が、請求期間において、第三種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、当該事業所は、厚生年金保険適用事業所名簿によると、昭和 59 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、平成 16 年 6 月 30 日に解散していることから、当該事業所の解散時の事業主に照会したものの、同人は、「当時の資料は残っておらず、当時の事業主も死亡して

いることから、請求者の請求期間における厚生年金保険の取扱い及び同保険料控除については、分からない。」と回答している。

さらに、請求者は、請求期間当時の事情を詳しく知る者として、当時の上司の名前を挙げているが、オンライン記録によると、同人は既に死亡していることから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、請求期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた 19 人に対し、当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて照会し、8 人から回答が得られたものの、いずれの者からも、請求者が、請求期間において、第三種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿によると、請求者と同日の昭和 35 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が 20 人おり、いずれも第一種被保険者として同資格を取得しているところ、このうち 13 人は、請求者と同様に、昭和 36 年 8 月 1 日に、被保険者種別を第三種に変更していることが確認できることから、当該事業所は、これらの被保険者について、一斉に被保険者種別を変更している状況がうかがえる上、当該記録が訂正されているなどの不自然な形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険第三種被保険者としての厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険第三種被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。